

教育の情報化の推進に関する当事者間協議 検討経過報告

平成28年12月27日

教育の情報化の推進に関する当事者間協議

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、教育の情報化に関する著作権上の課題について、教育関係者からの要望を踏まえ、①授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化、②教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化、③MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について、ICT活用教育を促進するための著作権法制度やライセンス体制の在り方等の検討が行われている。

これらの各事項のうち、特に①授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化に関する検討にあたっては、制度論と併行して、関係規定が円滑かつ適正に運用される環境や体制の整備に向けた運用面の検討も必要であるとされた。これを踏まえ、本協議では、（1）著作権法上の教育関係規定（特に第32条、第35条）の解釈運用（ガイドライン）の在り方、（2）教育機関における著作権に関する研修・普及啓発、及び（3）契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策等について、の3点について教育関係団体と権利者団体の間で議論を行ってきた。本協議における議論の状況を下記のとおり報告する。

（1）著作権法上の教育関係規定（特に第32条、第35条）の解釈運用（ガイドライン）の在り方について

著作権法第35条の解釈に関しては、平成16年に権利者団体により「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」が公表されているところだが、策定当時からの状況の変化等も踏まえ、教育関係団体及び権利者団体の協力の下で、新たに同条等に関するガイドラインを策定する必要性を確認した。これに関連して、教育関係者から第32条の解釈についても併せて明確にすることを期待する意見があった。

また、教育関係者から、ガイドラインの策定に当たって、その参考とするため、法の趣旨や解釈に係る基本的な事項について、国において一定の考え方を整理して示すことを求める意見があった。今後、これらの議論も踏まえ、両当事者団体の参画の下で、ガイドラインの策定の具体化に向けて、検討を進めることとしたい。

(2) 教育機関における著作権に関する研修・普及啓発について

本協議では、まず、教育機関における著作物の利用が適切に行われるよう、教育機関において権利制限規定の内容を含め著作権法に対する理解を促進することの重要性について確認した。

その上で、教育関係者から、現在の教育機関における研修・普及啓発活動の取組状況や内容について紹介され、今後各教育機関において実行することが考えられる普及啓発の内容や方法について提案があった。

具体的には、高等教育においては、教職員への研修によって普及啓発活動を行うアイデアが提示された。実施方法としては、効率性、実施状況や成果の確認を円滑に行えるようにするなどの観点から e-learning による方法も効果的ではないかとの提案があった。

初等中等教育においては、管理職向けの研修や教員免許更新講習での普及啓発の実施により、授業をする可能性のある全ての教員に啓発活動を行うことが考えられるとのアイデアが示された。

また、普及啓発に使用する教材に関しては、大学関係者のコンソーシアムが作成した資料¹のほか、文化庁や著作権情報センター等で作成された資料が活用されている旨の紹介があった。教材に掲載する内容については、内容の適切性を確保するため、公的機関の関与の下で作成された解説等を基にして作成すべきといった意見があった。

これに対し、権利者団体からは、教員免許更新講習で著作権を扱うことを必須とするなど、制度的に普及啓発活動に取り組むことを求める意見があった。また、第三者の著作物を使用する際にはその著作物や著作者、その創作活動を尊重するという意識を育成すべきという意見があった。

今後、教育機関における著作権制度に関する普及啓発活動については、取組の具体化に向けて、本協議においても引き続き検討を行っていきたい。

(3) 契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策等について

著作物利用にあたっての権利処理手続き上の課題として、教育関係者から、著作物利用の申請窓口が明確でないことや、許諾申請の作業量が非常に大きいことなどが挙げられた。教育機関における著作物利用を円滑に進めるための方策として、教育関係者から、申請窓口の一元化や分野横断的な検索システムの整備、電子申請、包括ライセンス、教育目的に特化した使用料規程の整備や明示などを含むライセンススキームが構築されることが要望された。また、具体

¹ 「大学学習資源における著作物の活用と著作権」(平成 28 年 4 月大学学習資源コンソーシアム (CLR))

的なライセンススキームの構築の検討に資するため、教育機関からより詳細な著作物の利用ニーズを提出するなどし、議論が行われた。

これに対し、権利者団体としても、教育目的での著作物利用に対しより円滑に契約が行えるようにするための環境整備に取り組む旨の姿勢が示された。具体的には、平成 28 年 12 月、著作物利用の権利処理の円滑化に資するよう、ライセンス等の適切な制度の受け皿づくりのための検討を行うため、37 の権利者団体（予定団体を含む）によって「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設置され、検討が開始されている。

また、日本書籍出版協会としても、著作物利用にあたっては許諾契約による利用を優先すべきことと併せて、権利者団体においてはワンストップショッピングを含む、利用者にとってより利便性の高い制度を作り上げることに最優先して取り組む方針が示された。

なお、権利者団体からは、教育関係者自身の権利の委託が進んでいないとして、著作権の集中管理を進め、著作物利用にあたっての許諾の要否を明確にするため、教育関係者自身の権利の委託を求める意見があった。

以上を踏まえつつ、本協議においても、教育目的の著作物利用に係るライセンス環境の整備充実に向けて、引き続き検討を行うこととしたい。

(以上)

権利者団体

学術著作権協会	のま 野間	ゆたか 豊	(代表理事)
	くろかわ 黒川	めぐみ 恵	(事務局長)
	かなやま 金山	ともこ 伴子	(事務局)
日本写真著作権協会	せお 瀬尾	たいち 太一	(常務理事)
日本書籍出版協会	かねはら 金原	ゆう 優	(日本書籍出版協会知的財産権委員会担当副理事長)
	ひらい 平井	しょうじ 彰司	(日本書籍出版協会知的財産権委員会幹事)
	ほん 洪	そんくん 性鉦	(日本書籍出版協会知的財産権委員会幹事)
日本新聞協会	うえじ 上治	しんご 信悟	(新聞著作権小委員会委員長)
	ふくい 福井	あきら 明	(新聞著作権小委員会副委員長)
日本文藝家協会	ながお 長尾	れいこ 玲子	(著作権管理部長)

教育関係団体

国立大学協会	よしだ 吉田	もとふみ 素文	(九州大学附属図書館研究開発室特別研究員、 国際医療福祉大学大学院教授、国立大学協 会教育・研究委員会専門委員)
日本私立大学団体連合会	かとう 加藤	こういちろう 浩一郎	(金沢工業大学大学院イノベーションマネ ジメント研究科教授)
	かわかみ 川上	ただしげ 忠重	(法政大学理工学部教授、FD推進センター FD推進プロジェクトリーダー)
公立大学協会	やまがみ 山神	きよかず 清和	(首都大学東京 都市教養学部 法学系 教授)
全国都道府県教育委員会連合会	おぐま 小熊	りょういち 良一	(群馬県総合教育センター教育情報推進係)
全国市町村教育委員会連合会	えぐる 江黒	ともよし 友美	(千葉県浦安市美浜南小学校校長)

アドバイザー

いまむら 今村	てつや 哲也	(明治大学情報コミュニケーション学部准教授)
------------	-----------	------------------------